

決裁・供覧

件名	「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）及び意見公募手続に係る結果の公示について		文書番号	
			課 総 4-26	
伺い文	1 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）において国税通則法（昭和37年法律第66号）の一部が改正されたことに伴い、平成24年9月12日付課総5-9ほか9課共同「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について（法令解釈通達）」の一部を改正し、別案1のとおり各国税局長及び沖縄国税事務所長宛発遣し、別案2のとおり国税不服審判所管理室長宛通知してよろしいか伺います。			
起案	起案日	令和05年11月21日	受付日	
	部署	国税庁 課税部 課税総括課 税務手続第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	土屋 沙耶花	施行	施行処理期限日 施行日
	連絡先	[REDACTED]	行	施行先 施行者
分類名称	大分類	公文書管理（法令の制定・改廃）	取扱	取扱上の注意
	中分類	法律の解釈、運用基準設定に関する調査文書、決裁文	格付け	機密性格付け
	名称（小分類）	【令和5年】【税務手続1係】法令解釈通達決裁文書	保存	行政文書保存期間 保存期間満了時期
取扱区分	秘密区分		機密性格付け	2
	秘密期間終了日		取扱制限	
	指定事由		行政文書保存期間	30年
決裁・供覧欄	国税庁 課税部 田原 芳幸（部長【庁】） 【済】			
	国税庁 課税部 課税総括課 総務係 山口 達矢（係長（国税実査官）【庁】） 【済】			
	国税庁 調査査察部 武田 一彦（部長【庁】） 【済】			
	国税庁 調査査察部 調査課 監理係 原田 健史（係長（国税調査官）【庁】） 【済】			
	国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 渡辺 進（係長【庁】） 【済】			
	国税庁 長官官房 総務課 審査企画係 齋川 幸浩（事務官【庁】） 【済】			
	国税庁 課税部 課税総括課 山崎 博之（課長【庁】） 【済】			
備考欄				

別紙2

件名 (別紙)	
文書番号 (別紙)	
共同 起案欄 (別紙)	<p> 国税庁 課税部 課税総括課消費税室 諸税第二係 板倉 慎弥 課消5-37 </p> <p> 国税庁 課税部 個人課税課 調査企画係 浅見 俊輔 課個8-57 </p> <p> 国税庁 課税部 資産課税課 監理第一係 木内 康彰 課資6-149 </p> <p> 国税庁 課税部 法人課税課 監理第四係 今森 勝也 課法8-27 </p> <p> 国税庁 課税部 酒税課 検査監視係 坂井 達哉 課酒1-95 </p> <p> 国税庁 調査査察部 調査課 監理係 田端 直人 査調2-39 </p>

別紙7

決裁終了後、文書番号等の追記など所用の修正を行いました。

決裁終了後追記事項欄（別紙）

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達</p> <p>用語の意義 (省略)</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 法第74条の7関係 (留置き) (「留置き」の意義等)</p> <p>2-1</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該職員は、令第30条の3第2項の規定に基づき、留め置いた物件について、留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく当該物件を返還しなければならない。また、提出した者から返還の求めがあったときは、特段の支障がない限り、速やかに返還しなければならないことに留意する。</p> <p>(留置きに係る書面の交付手続)</p> <p>2-2 令第30条の3第1項の規定により交付する書面の交付に係る手続については、法第12条第4項《書類の送達》及び規則第1条第1項《交付送達の手続》の各規定の適用があることに留意する。</p> <p>第3章 法第74条の7の2・法第74条の12関係 (事業者等への報告の求め及び協力要請)</p>	<p style="text-align: right;">(別冊)</p> <p style="text-align: center;">国税通則法第7章の2 (国税の調査) 等関係通達</p> <p>用語の意義 (同左)</p> <p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 法第74条の7関係 (留置き) (「留置き」の意義等)</p> <p>2-1</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当該職員は、令第30条の3第2項に基づき、留め置いた物件について、留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく当該物件を返還しなければならない。また、提出した者から返還の求めがあったときは、特段の支障がない限り、速やかに返還しなければならないことに留意する。</p> <p>(留置きに係る書面の交付手続)</p> <p>2-2 令第30条の3の規定により交付する書面の交付に係る手続については、法第12条第4項《書類の送達》及び規則第1条第1項《交付送達の手続》の各規定の適用があることに留意する。</p> <p>第3章 法第74条の7の2・法第74条の12関係 (事業者等への報告の求め及び協力要請)</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3-1～3-10 (省略)</p> <p>(「これらの取引を行う者を特定することが困難である取引」の意義)</p> <p>3-11 法第74条の7の2第3項第2号に規定する「第1項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引」とは、国税当局が保有する他の情報収集手段(例えば法定調書、法第74条の12第1項の規定に基づく事業者等への協力要請など)では取引を行う者を特定することが困難な取引をいう。</p> <p>3-12 (省略)</p> <p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係(事前通知及び調査の終了の際の手續)</p> <p>第1節 共通的事項</p> <p>(一の調査)</p> <p>4-1</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次に掲げる国税の納税義務はそれぞれ別個に成立するものであるから、次に掲げる国税の調査はそれぞれ別の調査として、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p> <p>イ 源泉徴収に係る所得税とこれ以外の所得税</p>	<p>3-1～3-10 (同左)</p> <p>(「これらの取引を行う者を特定することが困難である取引」の意義)</p> <p>3-11 法第74条の7の2第3項第2号に規定する「第1項の規定による処分によらなければこれらの取引を行う者を特定することが困難である取引」とは、国税当局が保有する他の情報収集手段(例えば法定調書、法第74条の12第1項に基づく事業者等への協力要請など)では取引を行う者を特定することが困難な取引をいう。</p> <p>3-12 (同左)</p> <p>第4章 法第74条の9～法第74条の11関係(事前通知及び調査の終了の際の手續)</p> <p>第1節 共通的事項</p> <p>(一の調査)</p> <p>4-1</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 源泉徴収に係る所得税の納税義務とそれ以外の所得税の納税義務は別個に成立するものであるから、源泉徴収に係る所得税の調査については、それ以外の所得税の調査とは別の調査として、法第74条の9から法第74条の11までの各条の規定が適用されることに留意する。</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ <u>各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税とこれ以外の法人税</u></p> <p>ハ <u>特定基準法人税額に対する地方法人税とこれ以外の地方法人税</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 同一課税期間の<u>各事業年度の所得に対する法人税</u>の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、法第 74 条の 9 から法第 74 条の 11 までの各条の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(「課税期間」の意義等)</p> <p>4-2</p> <p>(1) 4-1 において、「課税期間」とは、法第 2 条第 9 号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 法人税 (<u>各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を除く。</u>) については、事業年度。ただし、中間申告分については、法人税法第 71 条第 1 項第 1 号《中間申告》に規定する中間期間。</p> <p>ハ 法人税 (<u>各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に限る。</u>) については、法人税法第 15 条の 2 《対象会計年度の意義》に規定する対象会計年度。</p> <p>三 (省略)</p> <p>ホ 個人事業者に係る消費税 (消費税法第 47 条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。) につい</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 同一課税期間の<u>法人税</u>の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合において、納税義務者の事前の同意があるときは、納税義務者の負担軽減の観点から、一の納税義務に関してなされる一の調査を複数に区分して、法第 74 条の 9 から法第 74 条の 11 までの各条の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(「課税期間」の意義等)</p> <p>4-2</p> <p>(1) 4-1 において、「課税期間」とは、法第 2 条第 9 号《定義》に規定する「課税期間」をいうのであるが、具体的には、次のとおりとなることに留意する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 法人税については、事業年度。ただし、中間申告分については、法人税法第 71 条第 1 項第 1 号《中間申告》に規定する中間期間。</p> <p>(新設)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>三 個人事業者に係る消費税 (消費税法第 47 条《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。) につい</p>

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ては、暦年。また、法人に係る消費税（<u>同条</u>に該当するものを除く。）については、事業年度。ただし、<u>同法第 19 条</u>《課税期間》に規定する課税期間の特例制度を適用する場合には、当該特例期間。</p> <p>△（省略） ⊥（省略） (2)（省略）</p> <p>4-3~4-5（省略）</p> <p>第2節（省略）</p> <p>第3節 調査の終了の際の手續に関する事項 6-1~6-3（省略）</p> <p>（調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明） 6-4 国税に関する調査の結果、法第 74 条の 11 第 2 項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について納税義務者から<u>当該説明に基づく</u>修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付がなされるまでの間又は<u>当該説明に基づく</u>更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など当該職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、</p>	<p>ては、暦年。また、法人に係る消費税（<u>消費税法第 47 条</u>《引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等》に該当するものを除く。）については、事業年度。ただし、<u>消費税法第 19 条</u>《課税期間》に規定する課税期間の特例制度を適用する場合には、当該特例期間。</p> <p>△（同左） ⊥（同左） (2)（同左）</p> <p>4-3~4-5（同左）</p> <p>第2節（同左）</p> <p>第3節 調査の終了の際の手續に関する事項 6-1~6-3（同左）</p> <p>（調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明） 6-4 国税に関する調査の結果、法第 74 条の 11 第 2 項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収等による国税の納付がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など当該職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果</p>

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行うことができることに留意する。</p> <p>6-5~6-9 (省略)</p> <p>第4節・第5節 (省略)</p> <p>第5章 (省略)</p> <p>第6章 (省略)</p>	<p>の内容の説明を行うことができることに留意する。</p> <p>6-5~6-9 (同左)</p> <p>第4節・第5節 (同左)</p> <p>第5章 (同左)</p> <p>第6章 (同左)</p>

課 総	4	—	26
課 個	8	—	57
課 資	6	—	149
課 法	8	—	27
課 酒	1	—	95
課 消	5	—	37
査 調	2	—	39

令和5年11月29日

各 国 税 局 長
沖 縄 国 税 事 務 所 長 殿

国 税 庁 長 官
(官印省略)

「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

標題のことについては、下記のとおり定めたから、令和6年1月1日以後、これによら
れたい。

なお、改正後の4-1及び4-2の取扱いについては、令和6年4月1日以後に行う事
前通知及び調査の終了の際の手續について適用することに留意する。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。

(趣旨)

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）により、国税通則法（昭和37
年法律第66号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものである。